

# 会 議 録

平成29年度第7回宮古島市教育委員会 (定例会) ・ 臨時会 )	
日 時	平成29年10月26日 (木) 開会：午後2時 閉会：午後3時02分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭 委員 中尾 忠笹
欠席委員名	
説 明 員	生涯学習振興課長 久貝 喜一 生涯学習振興課補佐兼文化財係長 砂辺 和正 学校教育課長 砂川 修 学校教育課指導係 清家 美奈 学校規模適正化対策班長 上地 誠賢
事 務 局 員	教育部長 仲宗根 均 生涯学習部長 川満 広紀 教育総務課長 下地 美明 総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報 告	会議録の承認について (平成29年度第6回定例会)	承認
議案第18号	教育長報告	—
議案第19号	宮古島市文化財保護審議会への諮問について	承認
議案第20号	宮古島市文化財保護審議会への諮問について	承認
議案第20号	宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令につ	可 決

議案第21号	いて 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について	可 決
--------	--	-----

備 考		
-----	--	--

# 会 議 録

教育長	これより、平成29年度第7回定例教育委員会を開催します。 本日は全員出席です。
教育長	それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、野原敏之委員を指名します。よろしくお願い致します。
教育長	次に、日程第2、会議録の承認となっております。平成29年度第6回定例会の会議録です。しばらく時間をおきますので、確認して会議録について質疑がありましたら発言をお願いします。  (質疑なし)
教育長	平成29年度第6回定例会会議録については承認といたします。 続きまして日程第3 教育長報告となっております。事務局より報告をお願いします。
教育総務課長	※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。
教育長	教育長日程について、詳しく聞きたいことなどがありましたらお願いします。  ・平成29年度宮古島市教育課題協議会について ・平成29年度後期研究教員入所式について
教育長	次に、議案第18号及び議案第19号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について一括して説明をお願いします。
生涯学習振興課長	議案第18号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について、議案第19号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について、一括して説明。
生涯学習振興課補佐	資料1、資料2にて詳細説明。

教育長

議案第18号、議案19号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

では、議案第18号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について、及び議案第19号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について、承認してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第18号、議案第19号については承認と致します。  
次に、日程第6 議案第20号 宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令について、説明をお願いします。

学校教育課長

議案第20号 宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令について、読みあげて説明。

教育長

議案第20号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

議案第20号 宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第20号については可決と致します。  
しばらく休憩します。

(休憩：午後2時30分)

教育長

再開します。

(再開：午前2時40分)

教育長

次に、日程第7 議案第21号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、説明をお願いします。

学校規模適正  
化対策班長

議案第21号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、資料4と併せて説明。

教育長

議案第21号について質疑のある方はお願いします。

野原委員

確認なのですが、策定委員会は、教育長の話では各自治会の会長さんたちも賛成しているという話でしたよね。

教育長

代表が参加しています。

野原委員

ある自治会長さんに聞いたら、役員の数名で話を持ちかけて決まっているみたいだよという話をしていたものですから。

教育長

城辺地区は24の自治会で4学区に分かれています。私の方に要請がきたのは、3学区の代表の署名で要請がきたわけです。砂川の方では話し合いがされていないという話でした。城辺、福嶺、西城は自治会の方が集まって議論をして、つくるのであれば早く新しい学校にしていこうじゃないかとの要請がきたんです。それをその自治会長が自治会の中で議論をしてもってきたかということですが、それは確認していません。ただ、少なくとも学区の代表は話をして要請を受けました。

学校規模適正  
班長

そのときに24自治会の代表者も同席していました。

それと、確か策定委員会を立ち上げて1回話し合いをもった後だったと思うんですが、24自治会で説明をしてほしいということで説明会を実施しています。その中で一番議論になったのが小中一貫の話で、小学校はまだ早いので中学校を先にと言う事で話はまとまりました。

教育長

そういう要請を受けて、統合計画を策定する委員会を立ち上げて、それぞれの地域の代表者を含めて学校の先生方も入れて、策定委員会を作っているんですね、現在。これは各学区の代表者もちろんメンバーとして入っています。アンケートを採りなさいという意見も策定委員会から出て、そうするとどうしても自分のところという意見が多かったので、用地選定委員会を立ち上げるようにということで、用地選定委員会を立ち上げて諮問したという流れになります。

教育部長

その際には、要綱の内容とメンバー、審査方法なども全部策定委員会で決めて頂いて、選定委員会は開催したという流れです。

野原委員	<p>そういう流れだと理解していたんですが、ある自治会長からそういう話を聞いたので、その確認でした。</p>
学校規模適正 班長	<p>議会の中では、マスタープランとの整合性を指摘する反対意見が出て、採決の結果、否決になったということです。</p>
野原委員	<p>次の議会でも同じ理由で否決されることはないですか。</p>
教育長	<p>統合計画とマスタープランをそれぞれきちんと説明して、理解を得ていくという方法になります。私の考えとしては、必ずしもマスタープランに学校の適正化を縛られるところではないんじゃないかと思っています。</p>
池間委員	<p>マスタープランに学校の位置が示されているわけではないですよ。普通都市計画は、ここは工業地区、ここは商業地区、ここは住宅地区というように示しているもので、そのマスタープランの地域づくりの方針と違うと言うのは、無理な議論ではないかと思う。教育環境というのは適正な場所で選ばないといけないわけだから、たとえば住宅地でやる場合には十分な敷地が確保できるかとか、商業地や工業地にやった場合に問題が生じないのかとか、そういう事などを考えた場合に、地域づくりの方針と整合性をとれというのはおかしいと思う。良い教育環境を探すのが我々のつとめであって、それは必ず町の中心に置きなさいと議論になるのはおかしい。用地の確保や教育環境を考えた場合に、用地選定委員会の判断は正しかったと思うので、議員の皆さんにも十分説明して、やって頂きたいと思います。</p>
中尾委員	<p>9月定例会の後に、このマスタープランの中身を見てみたいと思っていて、今回内容を確認したら、池間委員の言うように学校の位置まで縛られるようなことではないかなと思いますので、池間委員の意見に賛成です。</p>
教育長	<p>それでは、議案第21号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について、可決してよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育長	<p>議案第21号については可決と致します。</p>

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。これで第7回定例会を閉会とします。お疲れ様でした。

教育長 宮 國 博

会議録署名委員 野 原 敏 之